

健水発1118第2号
平成23年11月18日

都道府県、保健所設置市、特別区水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律における留意事項等について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。以下「整備法」という。）の施行については、厚生労働省健康局長通知「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について」（平成23年8月30日付け健発0830第10号。以下「局長通知」という。）により指示されたところであるが、なお下記の事項に留意の上、遺漏なきようお願いしたい。都道府県水道行政担当部（局）長においては、保健所設置市以外の貴管内市町村に対し、その周知徹底を図るとともに、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する技術的助言であることを申し添える。

記

第1 水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正について

（1）布設工事監督者及び水道技術管理者の配置基準及び資格基準（水道法第12条、第19条関係）

布設工事監督者の配置基準及び資格基準について、水道事業又は水道用水供給事業を営むすべての地方公共団体（地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）が条例で定めること。また、水道技術管理者の資格基準について、水道事業若しくは水道用水供給事業を営む又は専用水道の設置者であるすべての地方公共団体が条例で定めること。

地方公共団体が水道法第24条の3第1項の業務の委託を受ける場合の受託水道業務技術管理者の資格は、水道法第24条の3第5項及び水道法施行令第9条の規定により、水道法施行令第6条に規定する資格となり、従前どおりであること。

施行日（平成24年4月1日）から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、布設工事監督者を置く工事は従前のおり水道法第3条第10項に定める水道の布設工事とするとともに、布設工事監督者及び水道技術管理者の資

格は従前のおり政令で定める資格とみなす経過措置を設けていること。

(2) 専用水道及び簡易専用水道に係る権限の移譲（水道法第 46 条、第 48 条の 2、第 50 条、第 50 条の 2 関係）

事務権限が移譲される場合にあつては、新たに事務を移譲される市において施行日（平成 25 年 4 月 1 日）までに万全の事務執行体制が整備されるよう、都道府県と市において相互に十分調整されたいこと。

都道府県においては、事務の移譲に当たり、移譲先の市と情報を共有し連携を図るとともに、移譲後、体制の整備や取組が不十分な市に対し取組の実施を促す等配慮願いたいこと。

事務が移譲される市においては、関係者、関係部局が相互に密接に連携し、当該地域を管轄する保健所等とも連携するなど、体制の整備に万全を期されたいこと。

第 2 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成 6 年法律第 8 号。以下「原水法」という。）の一部改正について

(1) 都道府県計画の内容（原水法第 5 条関係）

都道府県計画において、その他地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定を廃止したが、当該事項について定めることを妨げるものではないこと。

(2) 河川管理者事業計画の内容（原水法第 7 条関係）

河川管理者事業計画において、その他河川水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定を廃止したが、当該事項について定めることを妨げるものではないこと。

第 3 飲用井戸等衛生対策要領の改正について

専用水道及び簡易専用水道に係る事務がすべての市に移譲されることを踏まえると、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についてもすべての市が実施することが適切であるため、局長通知により、「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和 62 年 1 月 29 日衛水第 12 号厚生省生活衛生局長通知別紙）の改正を行ったこと（改正後の要領については別紙のとおり。）。

都道府県においては、事務の移譲に当たり、移譲先の市と情報を共有し連携を図るとともに、移譲後、体制の整備や取組が不十分な市に対し取組の実施を促す等配慮願いたいこと。

事務が移譲される市においては、関係者、関係部局が相互に密接に連携し、当該地域を管轄する保健所等とも連携するなど、体制の整備に万全を期されたいこと。